

**グループホームげんきむら**  
**認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症共同生活介護**  
**重要事項説明書**

- 1、当事業所が提供する介護サービスについての相談窓口  
電話 086-461-0525 (9:00~18:00まで)  
担当 統括責任者 佐々木 優  
※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2、事業主体の概要

法人	社会福祉法人 四ツ葉会
所在地	〒710-0011 岡山県倉敷市徳芳 504 番地
代表者氏名	理事長 山中 慎太郎
電話番号	086-462-6203

3、事業所の概要

名称	グループホーム げんきむら
所在地	〒710-0015 岡山県倉敷市中庄 2960-1
運営	社会福祉法人 四ツ葉会
事業所代表者	
氏名	統括責任者 佐々木 優
事業所番号	3390200602
℡番号	086-461-0525
定員	18名

4、設備の概要 建物：木造 2階建

設備名称	数	使用方法	備考
居室	18	個室	ベッド、エアコン、棚
リビング	2	共用	食堂兼居間
キッチン	2	共用	電磁調理器設置
浴室	2	共用	
トイレ	6	共用	車椅子仕様
洗面台	4	共用	

※居室への家具類の持ち込みは自由ですが、大きなものについては、相談ください。

※建物内での火気の使用、喫煙等は禁止させていただきます。

5、介護サービスの提供にあたっての考え方

家庭的な雰囲気の中で、個々の利用者の持てる能力を発揮し、意欲的に過ごすことができるよう、個別の支援に取り組みます。認知症の理解をし、心身の状況に応じた介護を行いながら、少しでも自分でできることは行えるよう、自立支援につながる認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という）を行

います。地域の方々との交流を通して、外とのつながりを持ち続けられるようにしていきます。少人数の利用者と職員で日常生活の営みをきちんと行うことで、認知症の進行を緩やかにし、穏やかで安定した暮らしを援助するグループホームです。

## 6、事業所の職員体制

- ・管理者（常勤専従）
- ・計画作成担当者（常勤兼務、うち1名は介護支援専門員）
- ・看護職員（常勤兼務）
- ・介護職員

### 勤務時間

早出	7:00～16:00
日勤	9:00～18:00
遅出	11:00～20:00
夜勤	16:00～翌10:00

## 7、提供する介護サービスの内容

### ＜食事＞

- ・利用者の病気、身体等の状況や栄養状態などに配慮し、食事の形態や食器にも工夫をし、楽しく食事ができるよう配慮した食事を提供します。
- ・調理、盛り付け、後片付けなどは、できるだけ利用者と職員で一緒に行えるようにしていきます。
- ・食事が不要な場合は、事前にお申し出ください。

### ＜排泄＞

- ・利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。適切な誘導や声かけをしながら、自立に向けた援助を行います。
- ・オシメを利用している場合は、個々の利用者に合わせて必要時に適宜交換やトイレ誘導を行うとともに、清潔が保てるよう適切な援助を行います。

### ＜入浴＞

- ・利用者の身体状況にあった入浴の仕方を検討し、安全で快適な入浴を楽しんでいただけるように援助します。
- ・状況に応じて入浴、シャワー浴、清拭や足浴を行い清潔が保てるように援助します。

### ＜健康管理および医療連携体制＞

- ・利用者の病気の把握に努め、日々の健康管理を行うことで、異常の早期発見や悪化を防ぐことに努めます。
- ・必要な方は事業所の看護師により定期的な健康チェックを行い、必要に応じて協力医療機関の主治医の診察を受けることで、健康が維持できるよう努めます。
- ・緊急時は、看護師や協力医療機関との連携を図り、迅速かつ適切に対応していきます。

#### ＜環境整備＞

- ・利用者と職員で居室及びリビングなどの生活スペースが清潔かつ快適な空間となるよう環境の整備を行います。
- ・敷地内での園芸などに取り組み、楽しみや役割を持って意欲的な生活を送ることができるように援助します。

#### ＜社会生活への便宜＞

- ・それぞれの生活の場で、季節のイベントや機能訓練、レクリエーションなどの時間を提供します。
- ・近所への買い物や散歩、地域活動の参加など、地域社会、人との交流の機会を作り、地域社会の一員としての自覚ができるよう配慮していきます。

#### ＜外出・外泊＞

- ・ご家族との外出や外泊は自由です。外出や外泊の申し出は、3日前までにお願いします。

#### ＜相談及び援助＞

- ・利用者および家族の希望や要望、または介護サービスに対する苦情については、誠意をもって対応し、介護サービスの向上につながるよう努めます。

### 8、施設利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

#### ①入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ペット
- ・居室に入りきらない私物等
- ・爆発物、危険物、腐敗物など他の入居者の安全、衛生、環境に悪影響のあるもの
- ・その他、社会通念上あきらかに不適当と思われるもの

#### ②面会

面会時間は基本的に自由ですが、8:00～19:00 以外は事務所不在等で玄関を施錠している場合がありますので、事前にご連絡下さい。

#### ③備えている設備

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意又は重過失で、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、入居者自己負担により現状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払頂きます。
- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができます。

#### ④喫煙及び飲酒

- ・当施設内（居室を含め）は、禁煙（安全管理上、健康管理上において）致します。
- ・酒類に関しては心身の状況に応じて制限させていただくことがあります。

#### ⑤宗教活動等

当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### ⑥貴重品

原則として貴重品は施設にお預け下さい。居室等にて入居者自ら管理された場合、盗難・紛失発生の際には、当施設は責任を負うことが出来ませんので、ご理解の上、ご了承下さい。

#### ⑦飲食物

個人的な飲食物の持ち込みに付きましては、必ず職員にお知らせください。職員が把握出来ず、入居者自ら管理された場合、衛生上並びに健康上の管理が行き届きませんので、ご理解の上、ご了承ください。

### 9、利用料

下記の（1）（2）の料金表による介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスについての合計金額をお支払いいただきます。

- ① ご利用者がまだ要支援又は要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合はご利用者が介護給付の申請を行うために必要な事項を記載したサービス提供証明書を交付します。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

#### （1）介護サービス費（介護保険給付サービス）

・介護保険が適応される利用者については、原則として認知症対応型共同生活介護費または介護予防認知症対応型共同生活介護費の介護保険負担割合証に記載された負担となります。

但し、以前に介護保険料の滞納がある利用者の場合は、

「厚生労働大臣の定める基準額」10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書を持って、差額の払い戻しを受けることができます。

※介護報酬改定があった場合には、その通知に従い費用負担が変更となります。

#### 介護サービス費（1割負担分）（月額は30日計算で算出）

要介護認定	日額	医療連携体制加算I（ハ）	サービス体制強化加算III	介護職員処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等加算	月額
要支援2	749円／日	37円／日	6円／日	11.1%	2.3%	2.3%	26,206円
要介護1	753円／日	37円／日	6円／日	〃	〃	〃	27,629円
要介護2	788円／日	37円／日	6円／日	〃	〃	〃	28,844円
要介護3	812円／日	37円／日	6円／日	〃	〃	〃	29,654円
要介護4	828円／日	37円／日	6円／日	〃	〃	〃	30,232円
要介護5	845円／日	37円／日	6円／日	〃	〃	〃	30,822円

- ・初期加算 30円／日  
入居日から30日以内に限って加算されます。
- ・医療連携体制加算Ⅰ(ハ) 37円／日  
看護師が入居者の日常的な健康管理を行い、入居者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整を行う。また、看取りに関する指針の整備を行う事により加算されます。
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円／日  
当該事業所において、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である時に加算されます。
- ・若年性認知症利用者受入加算 120円／日  
若年性認知症利用者に対して、介護を実施した場合に加算されます。
- ・入院時費用加算 246円／日  
入院期間中の体制につきましては、入院後3カ月以内に退院が見込まれる場合、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
厚生労働大臣が定める基準に従い介護職員の賃金の改善等を実施している場合、介護保険サービスの自己負担総額の11.1%が料金に加算されます。
- ・特定処遇改善加算(Ⅱ)  
厚生労働大臣が定める基準に従い介護職員の賃金の改善等を実施している場合、介護保険サービスの自己負担総額の2.3%が料金に加算されます。
- ・介護職員等ベースアップ等加算  
厚生労働大臣が定める基準に従い介護職員の賃金の改善等を実施している場合、介護保険サービスの自己負担総額の2.3%が料金に加算されます。
- ・看取り介護加算  
看取り介護を実施した場合に加算されます。加算内訳は以下の表の通りです。

死亡日以前 31～45日以下	死亡日以前 4日以上30日以下	死亡日の前日 及び前々日	死亡日
72円／日	144円／日	680円／日	1,280円／日

(2) その他の費用（介護保険給付外の実費負担）

- ・月の途中での入居の場合は、食材費、管理費、居室料は日割り計算とします。
- ・個人的な使用に供するもの及び医療費（診察費、薬代など）は別途、請求します。

	日額	月額（30日）	備考	
食材費	1,300円 朝食 300円 昼食 500円 夕食 500円	39,000円		
居住費	1,800円	54,000円		
		35,000円	生活保護世帯 のみ適用	
管理費	900円	27,000円	水道光熱費、電 話代	
合計		120,000 円		
医療費		実費		
理美容代		実費		
日用品費		実費		

※オムツ代、パット等の排泄に関する費用については施設の負担とさせて頂きます。

※その他諸費用が発生する場合は、随時利用者または身元引受人等のご家族と相談させていただきます。

(3) 入院、外泊等で居室を開けられた場合の費用

- ・入院、外泊等で居室を使用されない期間については、居住費、管理費のみ日額計算で請求させて頂きます。（2,700円/1日）

10、料金の支払い期限と支払方法

- ・利用料金は前月分を当月に請求、毎月10日までに請求書をお渡します。
- ・料金の支払い時期 毎月15日まで（前月分の利用料金）
- ・支払方法

指定口座への振り込みでお願いいたします。

振込先 トマト銀行 中庄支店

口座番号 1210402

口座名義人 社会福祉法人四ツ葉会 グループホームげんきむら  
理事長 山中 慎太郎

11、健康管理及び医療機関等への定期受診

- ・介護サービスの利用中の日常的健康管理及び定期受診等は、原則として本事業所の看護師及び協力医療機関と連携して行います。ただし、ご利用者または家族のご希望により、それ以外の医療機関での受診を希望される場合には、ご家族による付添いのご協力も含め、ご家族と事業者との協議により適切に対応させていただきます。

## 1 2、緊急時の対応

- ・介護サービスの利用中に、ご利用者の病状に急変が生じた場合は、本事業所の看護師と協力医療機関主治医、救急隊等への連絡・対応を行い、ご家族への連絡を行います。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

## 1 3、事故発生時の対応

- ・入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、緊急時の対応を適切に行うとともに、速やかに市町村、利用者代理人及びご家族に対し連絡を行います。
- ・事故の状況及び対応した処置などについて記録し、事故の原因を解明し、再発の防止に努めます。

## 1 4、病状が重度化した場合の対応

環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して当ホームで生活を継続できるように、看護師を配置し日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要となつた場合に適切な対応がとれるよう体制を整えています。

### 医療に関するサービス

- ・日常的な健康管理
- ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関・主治医との連絡調整、医師の指示による介護、看護
- ・看取りに関してのご家族、主治医、介護職員、看護職員、当ホームとの相談・連絡など

### 重度化した場合における対応に係わる指針

①主治医、医療機関、ご家族との密接な連絡体制をとっておく。

医師の指示での適切な介護・看護を行う。

記録をとり経過についての把握ができるようにする。

介護記録、看護記録の整備  
投薬など医療全般の記録を整備

②入院期間中の利用料の取り扱いについて

居住費、管理費のみ徴収する

③看取りについて

- ・本人、ご家族と入居時に基本的な考え方、要望を聞く。
- ・通常時においてもご家族と話し合いの機会を持つ
- ・カンファレンスなどにおいて介護職員、看護職員などで検討する。
- ・主治医、ご家族、看護、介護職員、管理者などで話し合い、主治医の判断、ご家族の意志で看取りを決める。
- ・看取りの方針が決定した後は、看取り指針に従い適切な対応を行う。
- ・経過についての記録をとり、保存を行う。

グループホームげんきむらでは、ご利用される方が、通常時にとっても、医療が必要になっても、重度化しても、看取りが必要になっても、人としての尊厳を大切にした介護を行います。

ご家族と相談しながら、認知症があっても穏やかな終末が過ごせる様に援助いたします。

15、協力医療機関

名称	安住クリニック	江口眼科	石津歯科	藤戸クリニック
所在地	倉敷市黒崎 25-1	倉敷市松島 1154-2	岡山市北区東花尻 323	倉敷市藤戸町藤戸 1573-1
電話	086-464-6622	086-464-2288	086-292-4618	086-428-8572
院長	安住 敏雄	江口 晃二	石津 裕識	秋山 正史

※緊急病変、急病、けがなどの場合、病院又は往診にて対応します。

※入居時にかかりつけ医に継続受診の希望がなければ、当施設で受診先を選択させていただきます。

※病院受診の際、必要時には、ご家族にお願いすることがあります。

16、損害賠償について

- ・入居者に対するサービス提供により発生した事故等により入居者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、当施設の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。
- ・事業所は万が一の事故に備え、損害賠償責任保険等に加入することとします。

17、災害時の対応について

- ・火事、洪水などの災害に備えて避難、救出を含め、その他必要な訓練を年に2回以上実施し、利用者の安全を確保します

## 1 8 、身体的拘束について

- ・介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はおこないません。
- ・事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、身体拘束についての指針に従い、カンファレンスを実施し、事前にご家族の承諾を得た上で実施いたします。
- ・やむを得ず身体拘束をおこなった場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録として残すとともに、早期の解除に向けての努力を行います。

## 1 9 、高齢者虐待防止について

1. 事業所は利用者の権利擁護・高齢者虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。
  - (1) 従業者に対する高齢者虐待を防止するための研修の実施。
  - (2) 利用者及びその家族からの高齢者虐待などに関する苦情処理体制の整備。
  - (3) その他の高齢者虐待防止のために必要な措置。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は擁護者（利用者家族等高齢者又は現に養護する者）による高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 2 0 、秘密保持について

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、介護サービスの提供をするうえで知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者及び家族に関する個人情報を用いません。

## 2 1 、介護サービスの内容に関する相談・苦情

- (1) ご利用者は当事業所より提供された介護サービスに関して苦情があるときは、当事業所、市町村または岡山県国民健康保険団体連合会、岡山県運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 当事業所は、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口と苦情解決責任者を設置し、提供した介護サービスについてご利用者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、当事業所は、ご契利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- (3) 当事業所は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
  - ① ご利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
  - ② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
  - ③ ご利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- (4) 当事業所は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村または国民健康保険団体連合会、岡山県運営適正委員会へその概要について報告し、適切な対応に指示を仰ぎます。

（5）当事業所ご利用者相談・苦情担当

【職名】 統括責任者 佐々木 優

受付時間 月～金曜日  
9：00～18：00  
ご意見箱を設置しています。

（6）その他

当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

倉敷市役所 介護保険課

所在地 倉敷市西中新田640

電話番号・FAX 426-3343 ・ 421-4417

受付時間 8:30～17:15（土日祝祭日を除く）

岡山県国民健康保険団体連合会

所在地 岡山市北区桑田町17-5

電話番号・FAX (086) 223-8811 ・ (086) 223-9109

受付時間 8:30～17:00

介護サービスの提供開始にあたり、契約書および本書面（重度化した場合における対応に係わる指針）に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人四ツ葉会

所在地 岡山県倉敷市中庄2960-1

名称 グループホームげんきむら (事業所番号3390200602号)

説明者

私は、契約書および本書面（重度化した場合における対応に係わる指針）により、事業者からグループホームげんきむらの利用についての重要な事項の説明を受け、その内容について同意します。

ご利用者

(住 所)

(氏 名)

代理人（ご家族等）

(住 所)

(氏 名)

22、この事項は、平成23年5月1日から施工する。  
この事項は、平成24年4月1日から改定する。  
この事項は、平成26年11月1日から改定する。  
この事項は、平成27年4月1日から改定する。  
この事項は、平成28年9月1日から改定する。  
この事項は、平成28年3月1日から改定する。  
この事項は、平成29年4月1日から改定する。  
この事項は、令和1年10月1日から改定する。  
この事項は、令和3年4月1日から改定する。  
この事項は、令和4年6月1日から改定する。  
この事項は、令和4年10月1日から改定する。  
この事項は、令和6年4月1日から改定する。